合計														

注１　本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

２　「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載すること。

３　「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号（報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。）の数を記載すること。

４　「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

５　「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること。

６　「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。

７　「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

８　「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

９　「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

10　「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。

11　「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信番号の使用に関する報告

（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ以外）／番号使用状況）

年３月31日現在

３　「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているものの数を記載すること。

４　「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

５　「うち番号ポータビリティ使用数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で用いられている電気通信番号の数を記載すること。

６　「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

７　「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないものの数を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信番号の使用状況報告（０ＡＢ～Ｊ番号以外）

年３月31日現在

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿